

風圧力を算定する基準 (地表面粗度区分) の合理化 (平成12年建設省告示第1454号)

【スケジュール】 公布: 令和2年12月7日 施行: 令和4年1月1日

地表面粗度区分

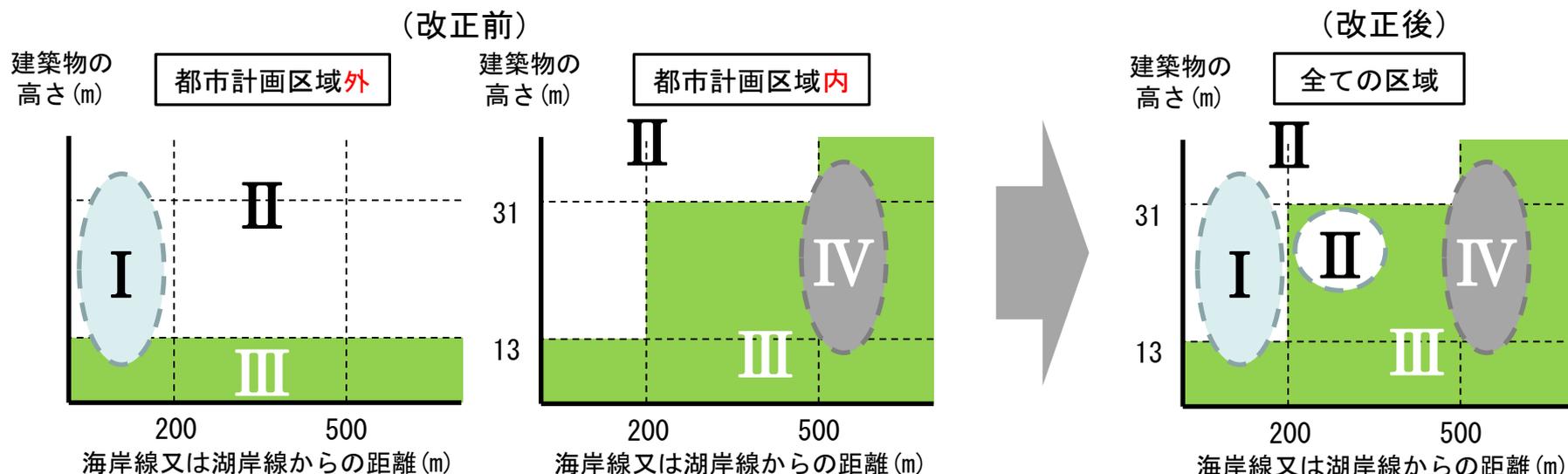
- 地表面に建築物や樹木等の障害物が多いほど、風速が低減され、建築物に作用する風圧力も小さくなる。
- 建築基準法の構造計算にあたっては、地表面の障害物の影響を考慮するため、地表面の粗さを4段階 (I ~ IV) に区分し、各区分に対応した一定の補正係数を乗じて、風圧力を算定している。



日本建築学会:
建築物荷重指
針・同解説より

改正の概要

- 都市計画区域内外で異なっていた地表面粗度区分の考え方を統一する。
- 都市計画区域内外に関わらず、特定行政庁が規則で地表面粗度区分 I、II 及び IV の区域を定めることを可能とする。



※点線囲みの I、II 及び IV の区域は、特定行政庁が規則で定めた場合に適用。